

令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付要綱

(令和6年12月26日こども若者局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、食材料費が高騰する中、福祉施設や利用者等の負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った食事を提供するため、給食又は食事の提供を行う福祉施設等の設置者等が食材料費に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう
- (2) 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう
- (3) 児童福祉施設等 別表において補助対象施設等として定める施設又は事業をいう
- (4) 児童福祉施設等の設置者等 児童福祉施設等の施設の設置者又は事業の実施者をいう
- (5) 補助対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、児童福祉施設等の設置者等のうち、市内においてその施設を運営している者又はその事業を実施している者とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、次の要件に適合しているものとする。

- (1) 市内において、令和7年3月1日までに児童福祉施設等の施設の運営又は事業が実施されていること
- (2) 補助対象期間において通算して1月以上実施されていること
- (3) 補助対象期間において給食又は食事の提供が実施されていること
- (4) 暴力団等との関係を有していないこと

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、別表に定める事業区分ごとに、同表に定める補助単価に同表に定める単位の数を乗じて得た額とする。ただし、別表に定める事業区分における保育所等アからオ及び児童養護施設等アからキにおいては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象期間において補助対象事業が実施された期間が12月である場合、同表に定める補助単価に同表に定める単位を乗じて得た額。
- (2) 補助対象事業が令和6年4月2日から令和7年3月30日までの間において休止又は廃止（関

係法等の規定による手続を行っていない事実上の休止又は廃止を含む。)をした場合であって、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月未満であるとき、前号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数を乗じ、12で除して得た額。小数点以下の端数が生じた場合は、小数第1位を四捨五入する。

- (3) 補助対象事業が令和6年4月2日から令和7年3月1日までの間において開始した場合であって、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月未満であるとき、第1号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数を乗じ、12で除して得た額。小数点以下の端数が生じた場合は、小数第1位を四捨五入する。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付申請書(様式第1号)」を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

(交付の決定)

第8条 規則第6条の規定による決定の通知は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付決定通知書(様式第2号)」により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第2項の規定による交付の条件は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付決定通知書(様式第2号)」に定めるものとおりにする。

(交付決定の変更等)

第10条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による変更等の申請は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金変更等承認申請書(様式第3号)」を提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を取消し又は変更すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を取消し又は変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取消し又は変更したときは、「令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金変更等承認通知書(様式第4号)」により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を取消し又は変更することが不相当と認めるときは、補助事業者に対し、「令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金変更等不承認通知書(様式第5号)」により、その旨及び理由を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金実績報告書(様式第6号)」を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金確定通知書（様式第7号）」により行うものとする。

(補助金の精算)

第13条 市長は、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した助成額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、その満たない額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、第12条の規定により補助金の額の確定通知を行った後に補助金を支払うものとする。ただし、市長は、補助対象事業の遂行のために必要と認めるときは、事業完了前に概算払により補助金の全部又は一部を交付することができる。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の規定による検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金の交付に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年12月26日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りで、その効力を失う。

別表

事業区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助単価	単位
保育所等	ア 保育所 イ 家庭的保育事業 ウ 小規模保育事業 エ 事業所内保育事業 オ 認定こども園 (2・3号)	補助対象期間 に補助対象施設等において 提供した給食 又は食事に係る 食材料費	15,200円	平均入所児童数
	カ 認定こども園 (1号)		64円	給食提供食数
	キ 認可外保育所			
児童養護施設等	ア 児童養護施設 イ 地域小規模児童養護施設 ウ 乳児院 エ 児童心理治療施設 オ 児童自立生活援助事業所Ⅰ型(自立援助ホーム),Ⅱ型 カ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	補助対象期間 に補助対象施設等において 提供した給食 又は食事に係る 食材料費	70,100円	定員数
	キ 里親			委託児童数
備考				
<p>1 この表において使用する用語は、次の各号に掲げる法律(以下「関係法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)</p> <p>2 「補助対象施設等」については、関係法の規定による本市の指定、認可若しくは認定又は本市への届出(以下、「指定等」という)がなされたものであること。なお、次の各号に掲げる施設等については、補助対象施設等に含まれないこと。</p> <p>(1) 地方公共団体、地方独立行政法人又は独立行政法人が設置するもの(ただし、保育所等のキの認可外保育所を除く。)</p> <p>(2) 保育所等のキの認可外保育所のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業に該当するもの</p> <p>3 「単位」については、次の各号に定める数を用いるものとする。</p> <p>(1) 定員数 関係法の規定による本市の指定等がなされた令和6年4月1日時点の数(なお、暫定定員が設定されている場合は、暫定定員とする。)ただし、令和6年4月2日以</p>				

降に新たに指定等がなされた補助対象施設等については、指定等の際に本市へ届出を行っている定員数を用いること。

- (2) 平均入所児童数 補助対象期間の各月初日における入所児童数（子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める保育を必要とする児童数をいう。以下「入所児童数」という。）の総和を、補助対象期間の月数から同期間における入所児童数が0名となる月数を除いた月数で除した数。小数点以下の端数が生じた場合は、小数第1位を四捨五入する。
- (3) 給食提供食数 補助対象期間において児童に対して提供した給食の食数。（ただし、「補助対象施設等」の保育所等のカの認定こども園のうち、仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例第2条第1項第1号に規定する幼稚園型認定こども園に入所している3歳以上児（令和6年3月31日時点の満年齢が3歳以上の児童）に対して提供した給食を除く。）
- (4) 委託児童数 本市より委託されている児童（里親宅において児童自立生活援助事業が実施されている場合には、児童自立生活援助事業の対象者として委託されている者を含む。）の令和6年4月1日時点の数。ただし、令和6年4月2日以降に新規委託又は委託児童数の変更があった場合は、その数を用いること。なお、委託児童1人あたりに対して第6条各号の算定方法を適用する。

令和 6 年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

所在地又は住所
申請者 法人名又は氏名
代 表 者 名 印

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び令和 6 年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 施設等の種類
- 2 施設等の名称
- 3 申 請 額 金 _____ 円
- 4 添 付 書 類 令和 6 年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付申請調書 (別表 1)
- 5 申請額の内訳 補助単価 _____ 円 × 定員数 (委託児童数) _____ 名

●申請前確認事項

※以下の点について、ご確認及びご承認の上、チェック (☑) をし、この申請書を提出してください。

- 価格高騰の影響により、食材料費に係る費用が上昇している。
- この申請を行う時点で、令和 7 年 3 月 30 日までに施設等を休止又は廃止する予定はない。
- 今後、同日までに施設等を休止又は廃止した場合、既に補助金が交付されているときは補助金の一部又は全部を返還しなければならない。
- 令和 6 年 4 月 1 日又は事業開始日から令和 7 年 3 月 31 日までに食材料に要した費用の領収書等は、この補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

< 4 及び●申請前確認事項については、事業区分に応じて変更。 >

施設コード	
担当者氏名	
連絡先電話番号	

令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

所在地又は住所
申請者 法人名又は氏名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項及び令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金

2 変更の内容

(1) 既交付決定額	<u>金</u>	<u>円</u>
(2) 変更後申請額	<u>金</u>	<u>円</u>

3 変更等の理由

- ① 変更 . . .
- ② 中止 . . .
- ③ 廃止 . . .

4 添付書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）の添付書類のうち変更に係る書類
- (2) その他必要な書類

様式第4号

令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金変更等承認通知書

仙台市 指令第 号

(法人名又は氏名 代表者) 様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の件について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第11条第2項及び令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、通知します。

令和 年 月 日

仙 台 市 長

記

1 補助事業の名称

令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金

2 補助決定額 金 円

3 承認の内容

①下記のとおり事業を変更すること

・・・

②事業を中止すること

・・・

③事業を廃止すること

・・・

4 承認の理由

・・・

令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金変更等不承認通知書

仙台市 指令第 号

(法人名又は氏名 代表者) 様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の件については、次の理由により変更等を不承認としますので、通知します。

令和 年 月 日

仙 台 市 長

記

1 不承認理由

令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

所在地又は住所
申請者 法人名又は氏名
代 表 者 名

令和 年 月 日付仙台市 指令第 号で交付決定のありました標記の補助金については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の食材料費の一部として使用しましたので、仙台市補助金等交付規則第12条第1項及び令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり実績として報告します。

記

- 1 施設等の種類
- 2 施設等の名称
- 3 概算交付済額 金 _____ 円
- 4 実 績 額 金 _____ 円
- 5 追加交付額 金 _____ 円
- 6 返 還 額 金 _____ 円
- 7 添 付 書 類 令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金実績調書（別表2）
- 8 実績額の内訳 補助単価 _____ 円 × 定員数（委託児童数） _____ 名

●報告前確認事項

※以下の点について、ご確認及びご承認の上、チェック（）をし、この報告書を提出してください。

- 令和6年4月1日又は事業開始日から令和7年3月31日までに食材料に要した費用の領収書等は、この補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

< 7及び●報告前確認事項については、事業区分に応じて変更。 >

施設コード	
担当者氏名	
連絡先電話番号	

令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金確定通知書

仙台市 指令第 号

(法人名 代表者) 様

令和 年 月 日付けで実績報告のありました標記の補助金については、仙台市補助金等交付規則第13条及び令和6年度仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

仙 台 市 長

記

1	施設等の種類		
2	施設等の名称		
3	補助概算払額	金	円
4	補助確定額	金	円
5	追加交付額	金	円
6	返還額	金	円

施設コード	
-------	--